

第十三条第一項中、第九条第一項及び第二項の下に、「第九条の二」を加える。
第十四条第二項及び第四項中、「第二項」の下に、「第九条の二」を加える。
第十六条の二の見出しを、「協議等」に改め、同条に次の三項を加える。

2 環境大臣は、第三条第二項（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により第三条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、第三条第二項の規定により同条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第十二条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

第十七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九条の二の規定による命令に違反した者

第十九条第一号中、「又は第二号」を、「第二号又は第三号」に改める。

第四条 農薬取締法の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の二条を加える。

（除草剤を農薬として使用することができない旨の表示）

第十条の三 除草剤（農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を販売する者（以下、除草剤販売者）といふは、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしななければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者（除草剤の小売を業とする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所として、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしななければならない。
（勧告及び命令）

第十条の四 農林水産大臣は、除草剤販売者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三条第一項中、「又は農薬使用者」を、「若しくは農薬使用者又は除草剤販売者」に改め、「第十条の二」の下に、「第十条の四」を、「若しくは使用」の下に、「若しくは除草剤の販売」を、「農薬若しくはその原料」の下に、「若しくは除草剤」を加え、農薬又はその原料」を、「農薬若しくはその原料」に改める。

第十三条の三中、「並びに」の下に、「第十条の四及び」を加える。

第十三条の四中、「第十三条第一項」を、「第十条の四、第十三条第一項」に改める。

第十六条の三中、「又は」を、「若しくは」に改め、場合」の下に、「又は除草剤を輸出するため販売する場合」を加える。

第十七条第三号中、「第九条の二」の下に、「又は第十条の四第二項」を加える。

第十九条第一号中、「第三号」の下に、「第九条の二に係る部分に限る。」を加える。

第五条 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第三号」を、「第三号の二」に、「第十二条の二」を、「第十二条の四」に改める。

第二条第一項の表第二十三の項中、「家きんべスト」を、「高病原性鳥インフルエンザ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第一章に次の一条を加える。

（特定家畜伝染病防疫指針）

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に際して必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」といふ。）を作成し、公表するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。

3 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中、「前項」を、「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の伝染性疾病を定める農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第五条第四項中、「第四条第三項」を、「第四条第四項」に改める。

第二章に次の二条を加える。

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」といふ。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改廃し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
（勧告及び命令）

第十二条の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十七条第一号及び第二号並びに第二十一条第一号中、「家きんべスト」を、「高病原性鳥インフルエンザ」に改める。

第三十六条の二第三項中、「第六十二条」を、「第六十二条第一項」に、「同条」を、「同項」に改める。

第六十条第一号及び第六号中、「第六十二条」を、「第六十二条第一項」に改める。

第六十二条中、「限り」の下に、「第三号の二」を加え、同条に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第六十二条の三第一項中、「農林水産大臣は」の下に、「第四条第二項に規定するもののほか」を加える。

第六十二条の四中、「第六十二条」を、「第六十二条第一項」に改める。

第六十三条中、「一」を、「いずれかに」に改め、同条第一号から第三号までの規定中、「第六十二条」を、「第六十二条第一項」に改める。

第六十五条第一号中、「第六十二条」を、「第六十二条第一項」に改め、同条第二号中、「第六十二条第一項又は」を、「第十二条の四第二項、第六十二条第一項又は」に、「第六十二条」を、「第六十二条第一項」に改め、同条第三号から第十号までの規定中、「第六十二条」を、「第六十二条第一項」に改める。

第六十四条中、「一」を、「いずれかに」に改め、同条第一号から第三号までの規定中、「第六十二条」を、「第六十二条第一項」に改める。